

別表

1 法第 37 条第 2 項の規定による自己負担額は、月額により決定するものとし、その額は、当該患者並びにその配偶者及び当該患者と生計を一にする民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者の前年分の所得税額(前年分の所得税額が確定していない場合には、前々年分の所得税額。以下同じ。)を合算した額の区分に応じて、次表に定める額とする。

所得税額の合算額(年額)	自己負担額(月額)
1,470,000 円以下の場合	0 円
1,470,000 円を超える場合	20,000 円。ただし、当該患者の入院に要した医療費の額から法第 39 条に規定する他の法律による医療に関する給付の額を控除して得た額が 20,000 円に満たない場合は、その額

2 月の途中で公費負担を開始し、又は終了する場合には、その月の自己負担額の認定に当たっては、日割計算をするものとし、1 の表中「20,000 円」とあるのは、「20,000 円をその月の実日数で除して得た額にその月中の公費負担の期間の日数を乗じて得た額」と読み替えるものとする。この場合において、計算した額に、1 円未満の端数が生じたときには、その端数を切り捨てるものとする。

3 当該患者又はその属する世帯の世帯員が生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付を受けている者である場合には、当該医療に要する費用の自己負担をさせないものとする。